

報告第56号

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成17年6月23日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

協定項目番号	23 - 21	合併協定項目	各種事務事業(公営住宅関係)の取扱いについて	担当部会名	建設部会	担当分科会名	住宅分科会
調整方針	収納管理については、合併時に再編統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
家賃の納付方法	<p>指定金融機関(百十四銀行)の窓口へ納付書を持参し払い込んでもらっている。(口座振替は実施していない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定金融機関及び収納代理金融機関で口座振替納付。引落不納の場合は、納付書により出納室で納付。 ・振替手数料1件10円(消費税別途) ・毎月、振替明細を金融機関に送付。 ・振替日 毎月25日(金融機関休業日の場合は、翌営業日) ・住宅の使用期間(入・退去時)が15日を超えない時は、半月分とする。 	<p>指定金融機関へ納付書を持参し、口座振替により納入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度始めに金融機関へ振替明細書及び納付書を送付。 ・振替日 毎月25日(金融機関休業日の場合は、翌営業日) 	<p>公営住宅電算システムにより統一</p> <p>磁気媒体を使用する口座振替方式</p> <p>振替日 毎月末(金融機関休業日の場合は、翌営業日)</p> <p>口座振替済通知 翌年の4月末一括送付</p>			